

(給湯湯沸設備)

第12条 簡易湯沸設備以外の湯沸設備（以下「給湯湯沸設備」という。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号までを除く。）の規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成14年条例第31号〕

【趣旨】

本条は、第11条に規定する簡易湯沸設備以外を入力12キロワットを超える給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準について定めたものである。

本条の給湯湯沸設備は、入力12キロワットを超える湯沸設備で、配管を通じて湯をほかの場所へ供給して使用する形態のものをいい、構造及び種類については、簡易湯沸設備とほぼ同様で、大気圧以上の圧力がかからないものをいう。本条は、給湯湯沸設備による火災危険を考慮し、昭和37年の条例全部改正により本条を設けたものである。

【解説】

給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準、具体的な設置例等については、以下のとおりである。また、札幌市は、積雪寒冷地という気候上の特性があるため、給湯湯沸設備本体を屋外に設置したり、給排気筒全体あるいは給排気筒のトップ部分を屋外に設置するなど、設備の設置について屋外に至ることがある場合は、当該部分への積雪、当該積雪による設備への荷重過多、屋根からの落雪、当該設備の凍結等により、当該設備が破損、折損し、当該設備の機能不全により、火災の発生、排気ガスの漏えいに伴う人命危険に陥らないよう留意しながら設置する必要がある。

1 給湯湯沸設備による火災危険（例）

給湯湯沸設備を設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

| | 想定される火災危険（例） | 対策（例） |
|---|--|---------------------|
| □ | 石油給湯器を床板に直置きして長年使用したことの蓄熱効果により、床板が徐々に炭化し、低温着火により出火する。 | ・機器周囲は、不燃措置をとること。 |
| □ | 給湯ボイラー内の束ねた配線の折り曲げ部分が長期間にわたって負荷が加わり続けたことで、半断線を起こし、発熱して出火する。 | ・定期的な点検をすること。 |
| □ | 吸気経路から侵入した虫が一部のガス噴出口を塞ぎ、燃焼室内の混合燃比が崩れたことで不完全燃焼を繰り返した結果、排気不良となって発生した未燃焼ガスが熱交換器の排気側で着火する。 | ・異常燃焼時の燃焼防止措置をとること。 |

給湯湯沸設備による火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して当該設備を使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準

(1) 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準は、第3条（炉）の規定を準用している。ただし、第3条第1項第11号から第14号までを除くものとする。具体的に準用される規定の概要は、以下のとおりである。各規定の詳細は、第3条【解説】を参照すること。

ア 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。（第3条第1項第

【第12条（給湯湯沸設備）】

1号関係)

- イ 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。(第3条第1項第2号関係)
- ウ 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。(第3条第1項第3号関係)
- エ 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。(第3条第1項第4号関係)
- オ 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。(第3条第1項第5号関係)
- カ 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において、防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。(第3条第1項第6号関係)
- キ 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。(第3条第1項第7号関係)
- ク 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。(第3条第1項第8号関係)
- ケ 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。(第3条第1項第9号関係)
- コ 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第3条第1項第19号の2アに掲げる装置（炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置）を設けたものにあつては、この限りでない。(第3条第1項第10号関係)
- サ 固体燃料を使用する給湯湯沸設備にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。(第3条第1項第15号関係)
- シ 固体燃料の灰捨場及び燃料置場について、灰捨場の不燃及び飛散防止措置、多量の燃料を使用する場合における燃料置場と火源との離隔距離の確保などの措置をとること。(第3条第1項第16号関係)
- ス 液体燃料を使用する給湯湯沸設備の燃料タンク、配管等の附属設備について、飛散防止、地震による転倒防止、燃料タンクの強度、屋内に設ける場合の措置、有効なる過装置の設置、燃料装置に過度の圧力がかかるおそれのある給湯湯沸設備に係る異常燃焼を防止するための減圧装置の設置などを行うこと。(第3条第1項第18号関係)
- セ 気体燃料を使用する給湯湯沸設備にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、金属管の使用、ねじ接続、フランジ接続、溶接等による接続方法、差込み接続による場合のホースバンド等での締め付けなどを行うこと。(第3条第1項第19号関係)
- ソ 液体燃料又は気体燃料を使用する給湯湯沸設備にあつては、必要に応じ、炎が立ち消えた場合の安全確保装置、未燃ガスが滞留するおそれのあるものにおける点火前及び消火後の未燃ガス自動排出装置、温度が過度に上昇した場合における燃焼の自動停止装置、電気を使用して燃焼を制御する構造等のものにおける停電時の自動燃焼停止装置などの安全装置を設けること。(第3条第1項第19号の2関係)
- タ 気体燃料を使用する給湯湯沸設備の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。(第3条第1項第19号の3関係)
- チ 電気を熱源とする給湯湯沸設備にあつては、耐熱性を有する電線、接続器具等の使用及び短絡防止措置、温度が過度に上昇した場合における熱源の自動停止装置などの措置をとること。

【第12条（給湯湯沸設備）】

（第3条第1項第20号関係）

ツ 給湯湯沸設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。（第3条第2項第1号関係）

テ 給湯湯沸設備及びその附属設備は、点検できるように設置するとともに、亀裂、破損、摩耗、漏れその他必要な事項について点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。（第3条第2項第2号関係）

ト 液体燃料を使用する給湯湯沸設備及び電気を熱源とする給湯湯沸設備にあつては、第3条第2項第2号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるものに行わせること。（第3条第2項第3号関係）

ナ 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。（第3条第2項第4号関係）

ニ 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある給湯湯沸設備にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。（第3条第2項第5号関係）

ヌ 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。（第3条第2項第6号関係）

ネ 入力350キロワット以上の給湯湯沸設備にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓、出入口等に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、給湯湯沸設備の周囲に有効な空間を保有する等火災予防上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。（第3条第3項関係）

ノ その他液体燃料を使用する給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準について、次の規定を準用する。（第3条第4項関係）

（ア）指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関すること。（第35条関係）

（イ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準等に関すること。（第36条の2関係）

（ウ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準等に関すること。（第36条の3関係）

（エ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関すること。（第36条の3の2関係）

（オ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの技術上の基準等に関すること。（第36条の4関係。ただし、第2項第1号、第2号、第4号及び第11号は除く。）

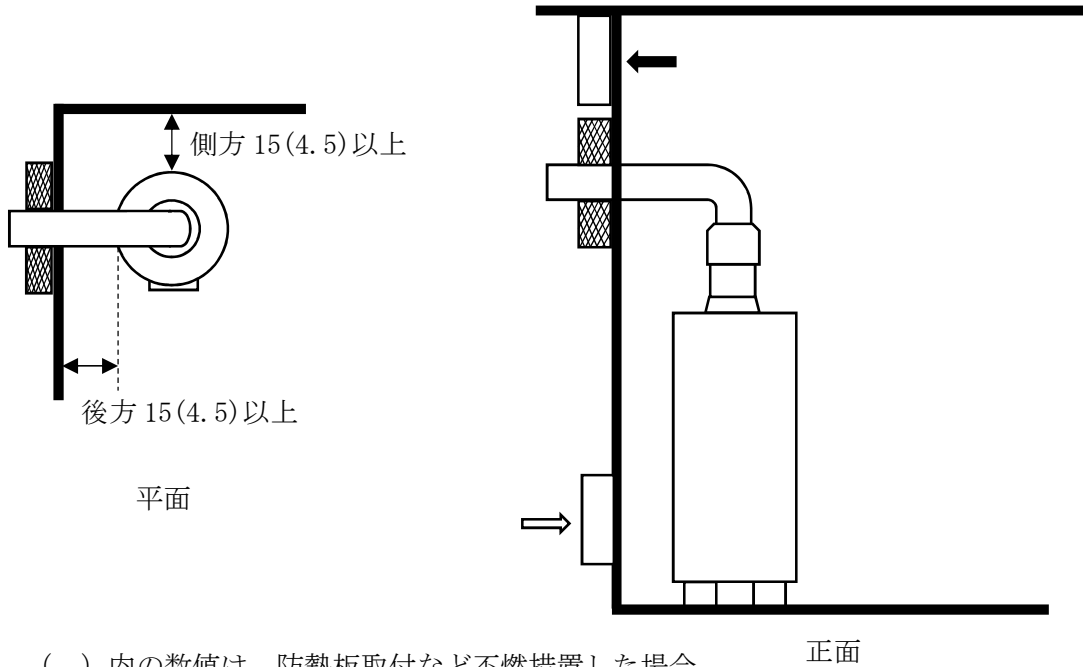
（カ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準等に関すること。（第36条の5関係）

（2）（1）ノ（第3条第4項関係）は、灯油、重油その他の液体燃料を使用する給湯湯沸設備に係る危険物規制について規定したものである。当該液体燃料は危険物に該当するものであるため、その貯蔵し、又は取り扱う数量が指定数量未満の場合は第4章の該当条項の規制を、指定数量以上の場合には危政令等の危険物関係法令の規制を受けることとなる。

3 一般的な設置例

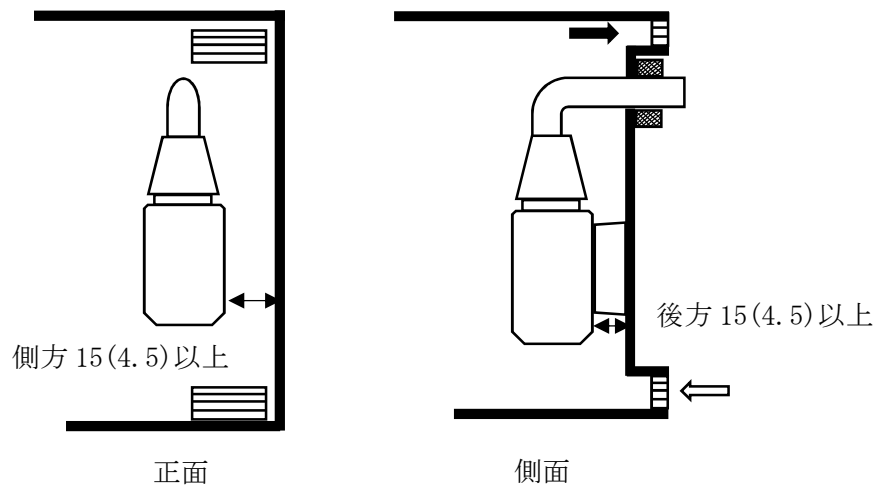
一般的な設置例として、「9 離隔距離」の数値（単位：センチメートル）を図で示すと、下図のとおりとなる。

- (1) 気体燃料・半密閉式（F E式）・常圧貯蔵型ガス湯沸器（12キロワットを超え42キロワット以下）

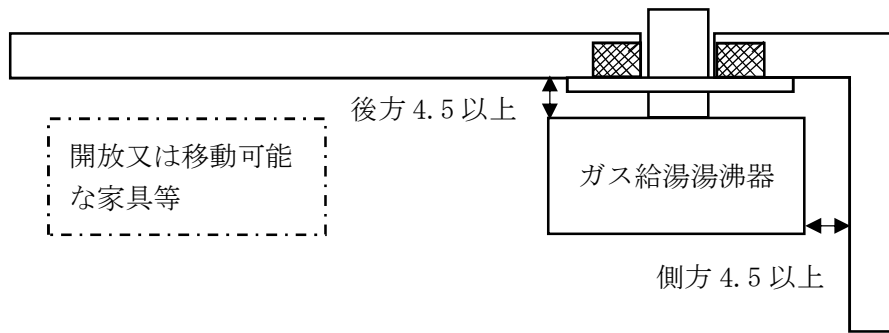


※（ ）内の数値は、防熱板取付など不燃措置した場合の寸法（以下、本条【解説】において同じ。）

- (2) 気体燃料・半密閉式（F E式）・瞬間型ガス湯沸器（12キロワットを超え70キロワット以下）



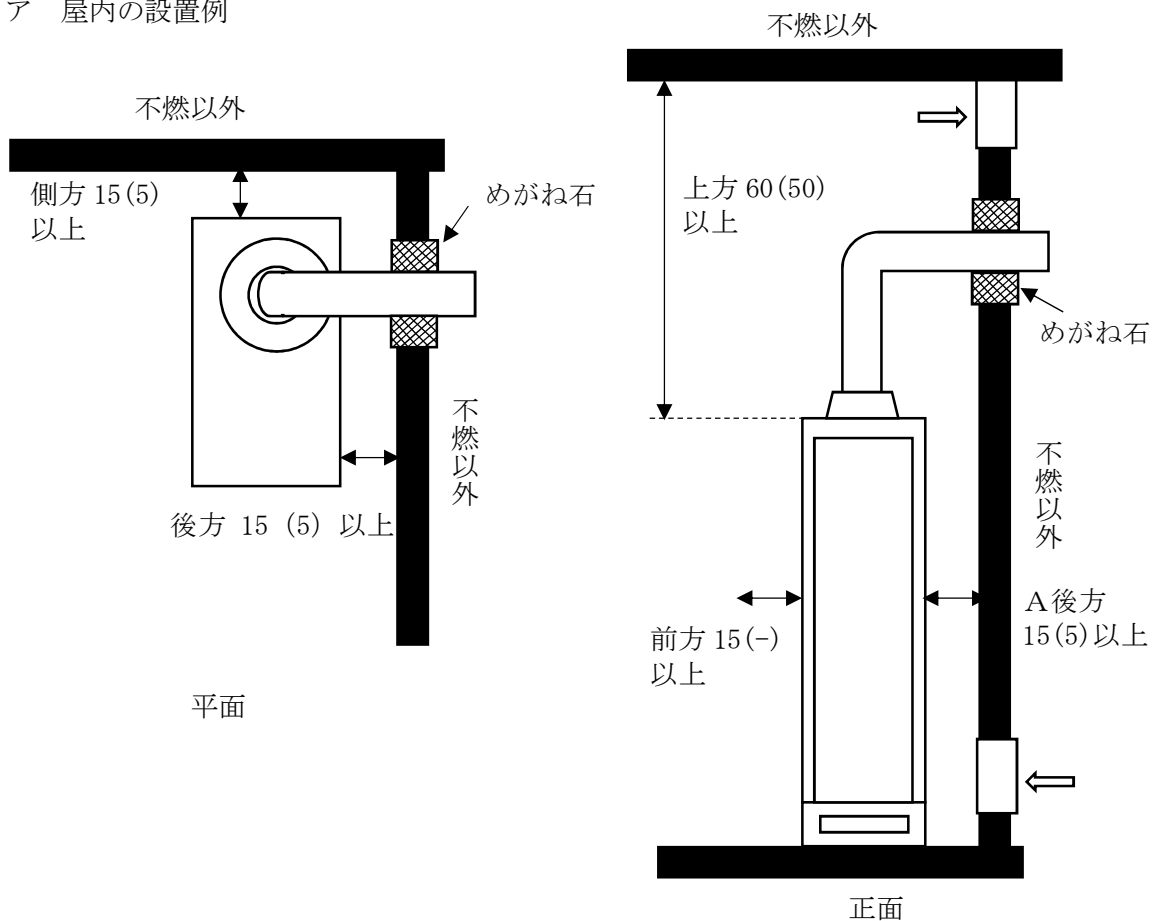
- (3) 気体燃料・密閉式（FF式）・常圧貯蔵型（12キロワットを超え42キロワット以下）、瞬間型・据置型（12キロワットを超え70キロワット以下）



※ 密閉式は、半密閉式と比較して取付壁面側への不燃措置としての防熱板の設置が緩和されている。これは、ガス機器の安全性能を考慮してのものである。しかし、ガス機器の裏側（取付壁面側）の点検が容易にできるようにするため、設置にあたっては一方を開放するか、家具等を置く場合も容易に移動できるものでなければならない。

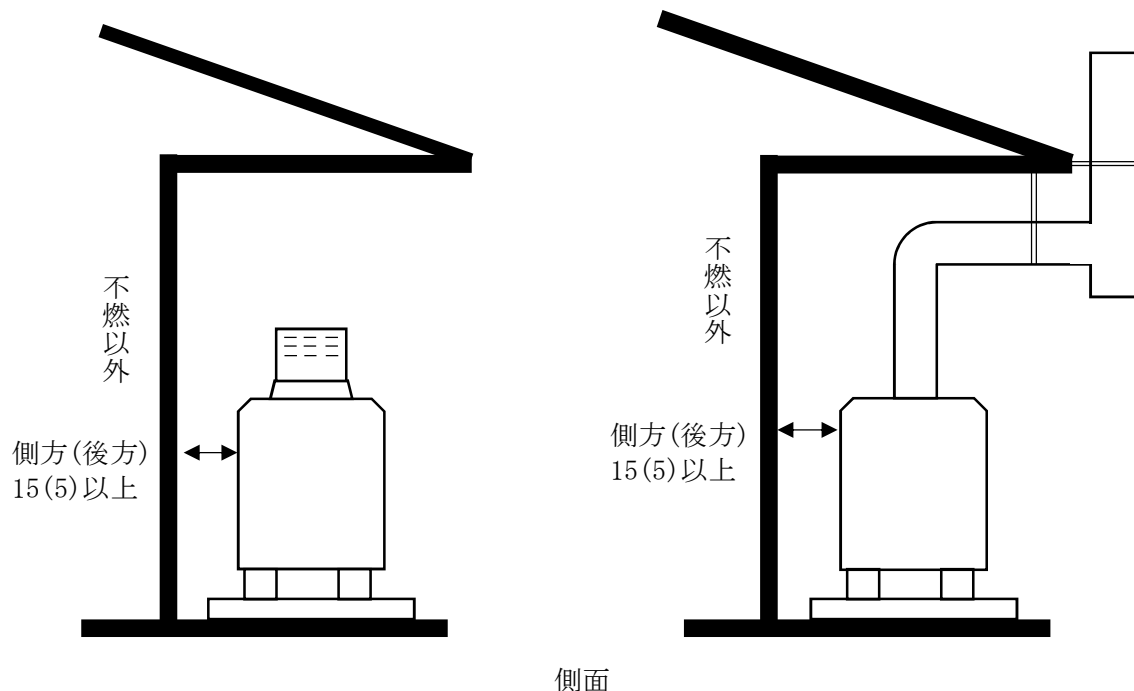
- (4) 液体燃料（12キロワットを超え70キロワット以下）

ア 屋内の設置例



※ Aは、基準では15センチメートルと定めているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。

イ 屋外の設置例



4 収納スペースに設置する密閉式（FF式）給湯湯沸設備

密閉式給湯湯沸設備をコア部分に設置する場合は、扉を設けないことが原則であるが、次の条件を満たしたものは、扉を設置することができる。なお、本内容については、密閉式（FF式）のボイラーを収納スペースに設置するときと同内容である（第4条【解説】参照）。

- (1) 収納スペースの壁、天井及び床は、金属以外の不燃材料とすること。
- (2) 壁、扉と機器本体の離隔距離は、気体燃料を使用する機器にあつては4.5センチメートル、液体燃料を使用する機器にあつては15センチメートル以上の離隔距離を設けること。
- (3) 扉の内面は不燃材料とし、容易に開閉ができること。
- (4) 換気のために上部及び下部にそれぞれ500平方センチメートル以上又は扉面積の5パーセント以上（設置にあたっては、どちらか面積の大きい方）の換気口を設けること。
- (5) 扉を開いた状態で、保守点検のための前方スペースが十分確保されていること。
- (6) 扉を閉めた状態で、燃焼状態が確認できるコントローラー等を外側に設けること。

5 パイプシャフト室内に設置する密閉式（FF式）給湯湯沸設備

(1) 設置できるガス機器

ア ガス用品、液化石油ガス器具等の基準によりパイプシャフト内に設置する機器としてその安全性が確認されたものであり、一住戸の用に供するものであること。

イ パイプシャフト内に設置するガス機器は、FF式のものを設置すること。なお、パイプシャフトの扉面に直接設置する場合（(3)において「標準設置型」という。）又はガス機器の前面を金属製の扉で覆う場合（(3)において「扉内設置型」という。）は、RF式ガス機器を設置すること。

(2) ガス機器を設置するパイプシャフト室の要件

ア ガス機器を設置するパイプシャフト室は、開放廊下等に面していること。

イ パイプシャフトを構成する床及び壁は、次の構造とすること。

- (ア) 床は、階ごとに耐火構造等の水平区画を行うこと。
- (イ) 住戸（居住空間）とは耐火構造等の壁で区画すること。
- (ウ) パイプシャフトの内装は、不燃材料で造られた建築部分であること。
- (エ) 扉は、板厚0.8ミリメートル以上の鋼製とし、施錠等のできる構造（非常時にコイン等で

容易に開閉できるもの）とすること。

(オ) 扉の上下には各100平方センチメートル程度の換気口を設けること。

(カ) パイプシャフト内に電線、電気開閉器その他の電気設備を併設している場合、上部換気口及び下部換気口は、それぞれパイプシャフトの正面（点検扉等）の面積の5パーセント以上又は500平方センチメートル以上の大きい方の面積とすること。ただし、当該電気設備等が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に準じた防爆工事等の安全措置を講じた場合は、この限りでない。

(キ) 扉内設置の場合の扉には、排気筒の断面積以上の給気口を設けること。

(3) パイプシャフト室内に設置するガス機器の設置方法等

ア 中廊下に面したパイプシャフトには、屋外式のガス機器を設置しないこと。

イ ガス機器は、その排気吹出口の下端が廊下床面から180センチメートル程度となるよう設置すること。

ウ 扉内設置に用いる「機器取付枠」は、板厚を0.8ミリメートル以上の鋼製とすること。

エ 設置にあたっては、パイプシャフトとの間を気密にすること。

オ 密閉式（FF式）ガス機器をパイプシャフト室内に設置する場合は、共同住宅等の開放廊下等に面したパイプシャフト内に設置し、給気及び換気は、パイプシャフト外で行うこと。

カ パイプシャフトにガス機器を2台並列設置する場合は、次の条件によること。

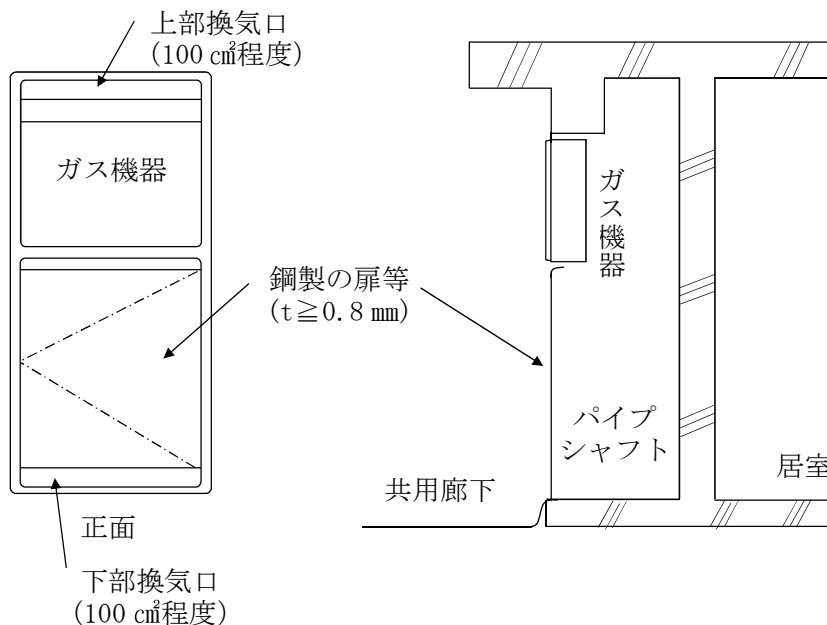
(ア) 並列設置したガス機器の給気部分に、互いの燃焼排ガスが流入することのないよう排気方向について十分留意すること。

(イ) 点検ができる空間を確保すること。

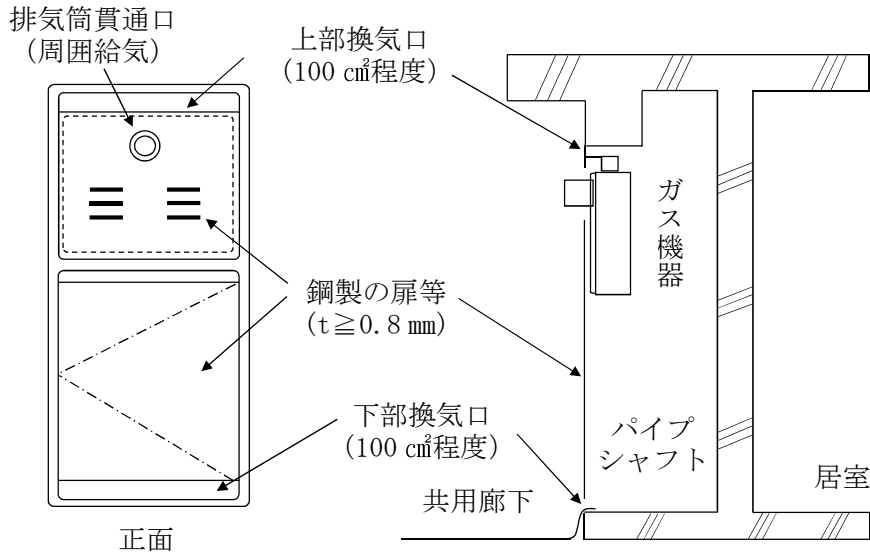
キ 給排気筒の施工に際しては、必要に応じてドレン（空気が熱を失って凝縮した水のこと。）排出の対策を考慮すること。

(4) パイプシャフト室への設置例

ア 標準設置型

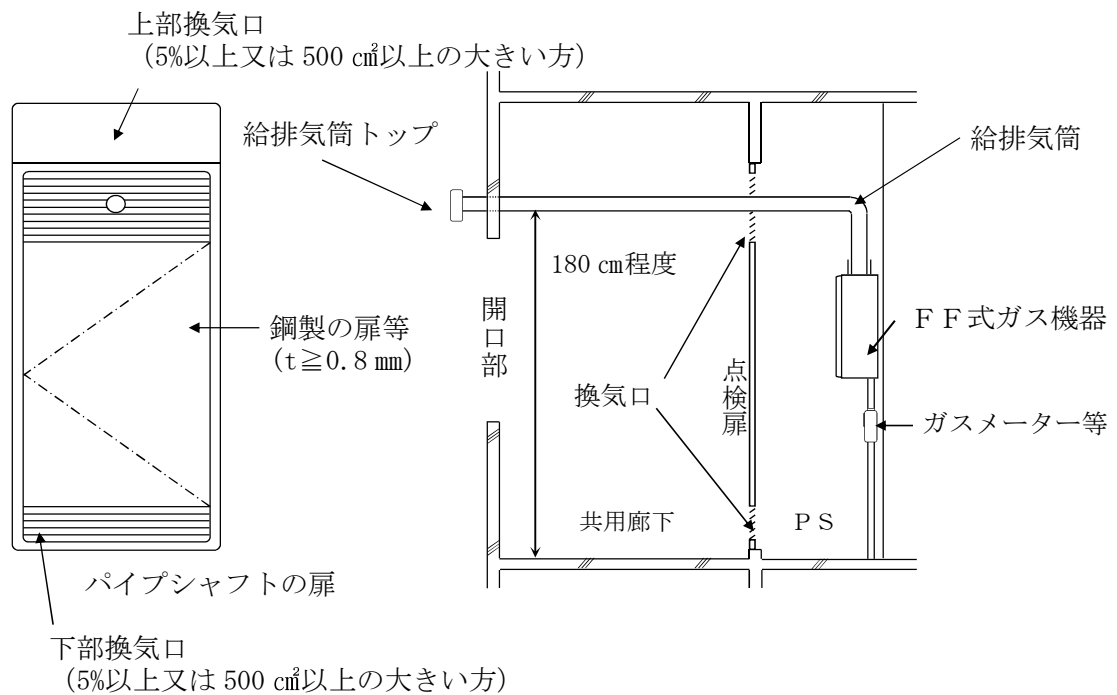


イ 扉内設置型



ウ パイプシャフト設置型

「パイプシャフト設置型」とは、パイプシャフト内に設置する方法で、壁面等に設置する場合をいう。



6 壁組込設置式ガス機器の設置

- (1) 壁組込設置式ガス機器として第三者機関又は製造者等で実施した試験データ等から、消防機関において機器の安全が確認されているものであること。
- (2) 開放廊下等に面し、燃焼排気ガスが滞留しない場所に設けること。
- (3) 壁組込設置式ガス機器に用いる専用ボックスと「不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物等及び可燃性の物品」との離隔距離は、第三者機関又は製造者等で実施した試験データ等により消防機関において防火性能が確認された離隔距離で設置すること。
- (4) 周囲の外壁は、防火上及び構造耐力上支障ないこと。
- (5) 共同住宅の開放廊下に面して設置する場合は、排気吹出口の高さは、床面より180センチメ

一トール程度とすること。

- (6) 階段、避難口等の正面及び周囲2メートルの範囲を避けた位置に設置すること。ただし、外壁が耐火構造、準耐火構造又は防火構造である共同住宅にあっては、ガス機器の前面を金属製の扉で覆った場合は、この限りでない。

7 届出（第66条、規則第17条関係）

第66条（火を使用する設備等の設置の届出）【解説】を参照すること。

8 消火設備（第41条関係）

- (1) 政令の規定による消火器の設置義務が生じない防火対象物に給湯湯沸設備（入力70キロワット未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）が設置されている場合は、第41条第2項第3号に基づき、消火器を設けなければならない。

- (2) 消火器を設置する場合は、次の事項について考慮する。

ア 当該場所に至る各部分から、歩行距離20メートル以下とすること。

イ 適応する消火剤であること（政令別表第2参照）。

ウ 設置する消火器の能力単位は、1単位以上とすること。

- (3) 消火器の設置にあたっては、重複して設けないことができる場合があるため、第41条（消火器に関する基準）【解説】を参照すること。

9 離隔距離（別表第3関係）

条例に定める給湯湯沸設備の離隔距離は、下表のとおりである。

| 種類 | | | 入力 | 距離（センチメートル） | | | | | |
|----------|-----------|------|------------|-------------------------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|
| | | | | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 | | |
| 気体 燃料 | 不燃以外 | 半密閉式 | 常圧貯蔵型 | 12キロワットを超え 42キロワット以下 | — | 15 | 15 | 15 | |
| | | | 瞬間型 | 12キロワットを超え 70キロワット以下 | — | 15 | 15 | 15 | |
| | | 密閉式 | 常圧貯蔵型 | 12キロワットを超え 42キロワット以下 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | |
| | | | 瞬間型 | 調理台型 | 12キロワットを超え 70キロワット以下 | — | 0 | — | 0 |
| | | | | 壁掛け型、据置型 | 12キロワットを超え 70キロワット以下 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 |
| | | 屋外用 | 常圧貯蔵型 | フードを付けない場合 | 12キロワットを超え 42キロワット以下 | 60 | 15 | 15 | 15 |
| | フードを付ける場合 | | | 12キロワットを超え 42キロワット以下 | 15 | 15 | 15 | 15 | |
| | 瞬間型 | | フードを付けない場合 | 12キロワットを超え 70キロワット以下 | 60 | 15 | 15 | 15 | |
| | | | フードを付ける場合 | 12キロワットを超え 70キロワット以下 | 15 | 15 | 15 | 15 | |
| | 不燃 | 半密閉式 | 常圧貯蔵型 | 12キロワットを超え 42キロワット以下 | — | 4.5 | — | 4.5 | |
| | | | 瞬間型 | 12キロワットを超え 70キロワット以下 | — | 4.5 | — | 4.5 | |
| | | 密閉式 | 常圧貯蔵型 | 12キロワットを超え 42キロワット以下 | 4.5 | 4.5 | — | 4.5 | |
| | | | 瞬間型 | 調理台型 | 12キロワットを超え 70キロワット以下 | — | 0 | — | 0 |
| | | | | 壁掛け型、据置型 | 12キロワットを超え 70キロワット以下 | 4.5 | 4.5 | — | 4.5 |

【第12条（給湯湯沸設備）】

| 種類 | | | | | 距離（センチメートル） | | | | |
|-------------|------|-----|-------|------------|-------------------------|----|-----|----|-----|
| | | | | | 入力 | 上方 | 側方 | 前方 | 後方 |
| 気体燃料 | 不燃 | 屋外用 | 常圧貯蔵型 | フードを付けない場合 | 12キロワットを超え 42キロワット以下 | 30 | 4.5 | — | 4.5 |
| | | | | フードを付ける場合 | 12キロワットを超え 42キロワット以下 | 10 | 4.5 | — | 4.5 |
| | | | 瞬間型 | フードを付けない場合 | 12キロワットを超え 70キロワット以下 | 30 | 4.5 | — | 4.5 |
| | | | | フードを付ける場合 | 12キロワットを超え 70キロワット以下 | 10 | 4.5 | — | 4.5 |
| 液体燃料 | 不燃以外 | | | | 12キロワットを超え 70キロワット以下 | 60 | 15 | 15 | 15 |
| | 不燃 | | | | 12キロワットを超え 70キロワット以下 | 50 | 5 | — | 5 |
| 上記に分類されないもの | | | | | — | 60 | 15 | 60 | 15 |

備考

- (1) 「気体燃料」及び「液体燃料」とは、種類欄に掲げる設備又は器具が、それぞれ気体燃料及び液体燃料を使用するものである場合をいう。
- (2) 「不燃以外」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。
- (3) 「不燃」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。
- (4) 距離（センチメートル）欄の「—」は、種類欄に掲げる設備又は器具の構造、使用実態等から、距離を定めないことを示す。
- (5) 「半密閉式」とは、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼排ガスを屋外へ排出するものをいう。
- (6) 「密閉式」とは、給排気筒を外気に接する壁などを貫通して屋外に出し、送風機又は排風機によって強制的に給排気を行うものをいう。